

二級建築士又は木造建築士免許の取消し一覧

取消し年月日	建築士の氏名	二級・木造の別	登録番号	免許取消しの理由
令和2年6月10日	藤原 亮佑	二級	第2800716号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
令和2年3月26日	樫木 陽子	二級	第2800568号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。
令和元年9月24日	吉田 隆一	二級	第7707号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
令和元年9月24日	本庄 秀男	二級	第柏原19号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
令和元年9月24日	藤田 秀明	二級	第9795号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
令和元年9月24日	松浦 宏之	二級	第5937号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
平成29年10月6日	鈴木 和夫	二級	第9687号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (廃業に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成29年8月10日	田淵 一将	二級	第2800264号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成29年8月10日	森井 紀	二級	第阪神3909号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成29年2月15日	谷岡 恵美	二級	第加古川803号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)

平成28年11月4日	竹内 弘行	二級	第6675号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
平成28年9月2日	長谷川 彰	二級	第9738号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
平成28年4月28日	浦上 明日香	二級	第200599号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成28年4月8日	宮永 哲也	二級	第社608号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成28年2月5日	宮地 成明	木造	第400003号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う木造建築士免許の取消しの申請によるもの)
平成28年1月14日	赤松 恒雄	二級	第5504号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
平成27年6月25日	堀野 眞司	二級	第神戸1265号	建築士法第9条第1項第2号及び第8条の2第1号に該当する。 (死亡による)
平成27年4月14日	真野 佐代子	二級	第400138号	建築士法第9条第1項第1号に該当する。 (一級建築士免許の登録に伴う二級建築士免許の取消しの申請によるもの)